

浦添市立港川小学校いじめ防止基本方針

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1. 基本方針、いじめの定義等

(1) いじめの定義

【定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対称となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

『いじめ防止対策推進法』

(2) 基本方針

本校の教育目標（総括目標）は、「自ら進んで学習し、心豊かで、心身共に健康な子どもの育成」とし、めざす児童像を「進んで学習し、健康で、心豊かな子」としている。それは、教育活動全体を通して、知・徳・体のバランスのとれた児童の育成をめざすものである。

学校生活の中で、いじめと捉えられる事案が発生している状況はどの学年でもある。そこで、いじめは、人として決して許されない行為であり、本校では教育活動全体を通して組織的に指導していくとともに、どの児童にも、どの学校にも起こりえる問題行為として共通認識をもち、学校と家庭が連携をとりながら、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。

(3) いじめの判断

いじめの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、加害児童及び被害児童、現場にいた児童、物証など様々なものを検証した上で、いじめられた児童の立場に立つて行う。

☆具体的ないじめの態様（例）

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ⑨流通性、匿名性の高い SNS 等のインターネットを通じて、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ⑩ 性的いたづらをされる

犯罪行為として取り扱われるべきと認めるもの、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1. いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) いじめの防止等のための組織

①生徒指導委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、生徒指導上の情報交換及び共通理解を図る生徒指導委員会を、月に一回定例で行う。

②終礼・職員会議での情報交換及び共通理解

全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

③校内いじめ対策委員会

いじめ発見のための調査、関係機関との連携、保護者への対応、いじめ事案への対応や指導方針等の協議を図る。

【構成員】校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、関係教諭、その他関係の深い職員 等

(可能な限り心理の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員、小中アシスト相談員、CSメンターへの参加をお願いする)

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめの未然防止

- ・児童のよさを認め、誉め、励まし、伸ばす事を基本としたいじめの起こりにくい学校経営、学級経営に努める。(5月、6月、10月、12月、2月に「港川っ子の心得」を実施)
- ・教職員と児童との信頼関係作りを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。また、スクールカウンセラーや児童と親の相談員、巡回相談員、市町村教育委員会の相談機関等の活用について児童や家庭に周知するとともに、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確率を図る。
- ・道徳や特別活動等において、「正義や公正さを重んじること」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
- ・いじめの問題を学級全体の問題として共に考え、解決していく態度を培う。
- ・日常の授業実践を通して、教師と児童、児童間の関わりから、互いを認め合う学級風土の確立を図る。

②いじめの早期発見

- ・毎月のアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、日頃から児童がいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。また、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ・児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検するとともに、保健室(養護教諭)や相談室(教育相談員)の利用、電話相談窓口(校長、教頭)について広く周知する。
- ・教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

- ・学年会では、「いじめ早期発見のためのチェック項目」を活用するなどして、気になる児童の言動をチェックし、いじめの前兆や児童の変化を見逃さないように確認をする。

＊いじめ早期発見のためのチェック項目＊

1	遅刻、時差登校、早退が目立ち学校を休みがちになる。
2	欠席理由が、気分不良、腹痛、頭痛や事故欠が多い。
3	忘れ物が多くなり、学習意欲や成績が低下している。
4	授業の始めに用具が散乱していたり、机や椅子が乱れたりしている。
5	教科書やノートに落書きが増えている。
6	ノートやワークシート等の文字の筆圧が弱かったり、雑になったりしている。
7	活気がなく、おどおどしている。表情が硬く、周囲を気にする。
8	授業中ぼんやりやうつむきが増え、発言しなくなっている。
9	グループ分けで、なかなか所属が決まらない。
10	休み時間や放課後に一人で「ぽつん」としていることが多い。
11	休み時間に呼び出されたり、授業に遅れて教室に入ってきたりする。
12	食欲がなくなり、給食を残すことが多い。
13	掃除や後片付けなどの仲間が嫌がる作業を一人でしている。
14	用事はないのに職員室へ来たり、職員室の近くをうろうろしたりする。
15	頭痛、腹痛などを訴え、頻繁に保健室へ出入りする。
16	ゲーム中に、パスがわたらない。
17	周囲の子が、その子の机や椅子、持ち物にさわろうとしない。
18	発表するとやじられたり、笑われたりする。
19	その子を誉めると周りがしらけたりする。
20	その子に関連させての目配せや相づち等を仲間同士でされる。
21	靴など持ち物が隠されたり、なくなったりする。
22	人を無視したあだ名(ショウガイなど)がつけられる。
23	机、教科書、ノートなどに「〇〇死ね」などの落書きをされたりする。
24	掲示板(写真や書写、図画等の作品)にいたずらされる。
25	遊びの中でいつも同じ事をやらされる(かくれんぼの鬼、プロレスごっこ等)。
26	遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりする。

③いじめの早期対応

児童や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、早い段階から誠実に関わりをもち、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

- ・いじめの発見、相談を受けた教職員は、一人で抱え込まず、速やかに生徒指導委員会で情報を共有し、校内いじめ対策委員会等で組織的に対応する。
- ・組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取り、事実の確認を行う。事実確認の結果については、状況に応じて、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・学校や教育委員会が加害児童に対して必要な教育的指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署へ相談して対処する。

④いじめ対応についての引き継ぎ

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

⑤いじめ防止対策推進法に基づく学校のいじめ問題に対する日常の取り組み

- ・職員会議等を通じて共通理解を図る
- ・校内研修を実施する
- ・道徳や学級活動の時間に取り上げる
- ・S C、相談員、養護教諭の活用
- ・学校以外の相談窓口の周知
- ・学校いじめ防止基本方針をH Pに公表
- ・P T A、地域関係団体との連携
- ・ネットいじめ等の啓発活動
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し
- ・組織の招集
- ・児童会活動等

2. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

「いじめ防止対策推進法」平成25年9月28日施行

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）
- ③児童や保護者から「いじめられ重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

①発生報告 → 重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ速やかに報告する。

②重大事態への調査

校内いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

③調査結果の提供及び報告

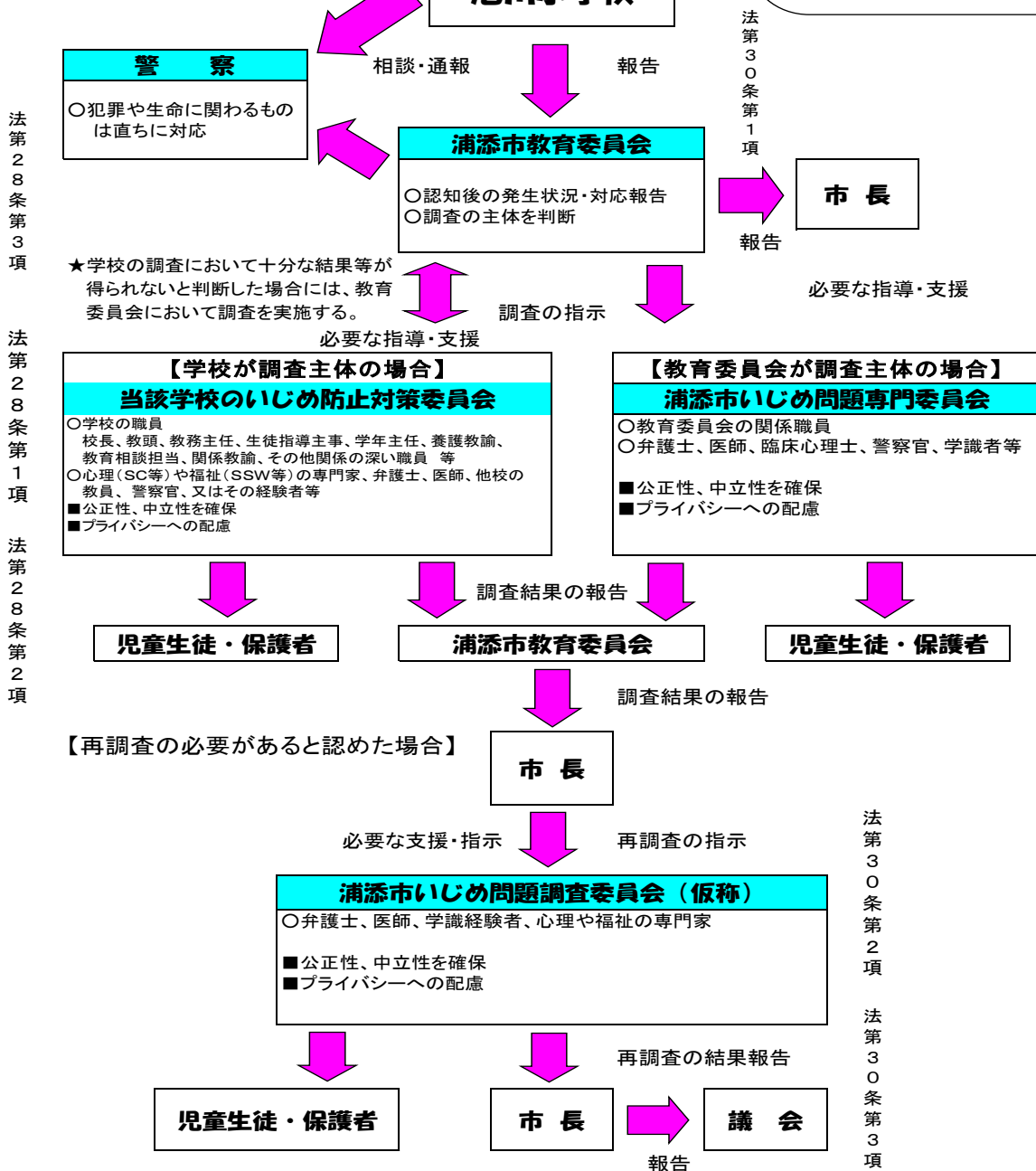
調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

《 いじめ重大事態対応フロー図 》

【浦添市立港川小学校】

【重大事態とは】

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合**
 ○児童生徒が自殺を企図した場合
 ○身体に重大な障害を負った場合
 ○金品等に重大な被害を被った場合
 ○精神性の疾患を発症した場合
- イ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合**
 ○不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識
- ウ その他の場合**
 ○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合



※ 調査組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当事者と利害関係を有しない第三者を選任し、公正性、中立性の確保に努めること。